

先物のニーズを調査

税制、ビジョンにも力

先物業界は今年度、総額四億九千七百七十七万円の予算で、事業活動を推進する。今年度は三つの調査を行うとともに、税制改正での要望、先物関係講座への支援などを行い、業界振興に資する考えである。

ビジョンを具体化

先物協会は既に業界振興へ「短中期ビジョン」を作成しているが、今年度は制度政策委員会での課題に沿って論議を進め、「利便性の向上」など、具体化を図っていく。また、信頼性向上特別委員会で信頼性の向上を図り、それを業界振興につなげていく。

- ① 商品先物業界発展のための規制緩和の推進
- ② 市場管理の厳正性の確保

税制改正で要望

商品先物取引に係る税制改正でも各方面に要請していく。商品先物取引は平成十四年度から「申告分離制度」が実施されたが、これは租税特別措置によるもの

- ③ 経営破綻処理制度(決済・清算制度、トランスファー制度)の整備
- ④ 資産管理業のための環境整備
- ⑤ 振興策推進のための信頼性の確保

利用実態など調査

商品先物取引を振興するにはまず、先物取引の実態、ニーズなどを把握する必要がある。

そこで、今年度は産業界の利用実態を把握するために「事業会社・当業者・機関投資家等の先物市場利用実態調査」、平成十四年度末から導入される大口取引に係る委託手数料の自由化に向け、会員に対して「大口受託取引の実態調査」、税制改正の要望を実現するために、その基礎資料を整える「税制要望に係る統計データの調査・集計」の三つの調査を行う。

懸賞論文を募集

商品先物取引関係の理論的な解明、さらには一般研究者、学生などに商品先物取引についての理解を深めてもらうため、調査研究への支援内容を変更するとともに、拡充強化を図る。

まず、「研究調査助成金制度」が今年度制度発足十年になるが、これを記念して研究調査助成に代えて懸賞論文を募集するとともに、入選などを内外に紹介するための「研究発表シンポジウム」を開催する。また、大学の先物講座にも助成する。(別項参照)

青学大の先物講座に助成

講師は宇佐美洋氏

先物協会と東叡取、東工取は今年度から新しく青山学院大学で開講された「先物講座」を支援する。講師



5月21日の授業風景

は一橋大学で先物講座を行っていた宇佐美洋氏。協会と二取引所はこれまでに一橋大学で先物取引に係る寄附講座を開講していたが、この講座が昨年度で終わったので、青山学院大学での講座を支援することにした。

先物協会は前年度に引き続き多摩大学で河村幹夫教授が開講しているCRO(チーフ・リスク・オフィサー)講座も支援する。

判例研究も公開

さらに、研究調査助成金制度により助成した研究成果を掲載する学術研究発表誌「先物取引研究」を今年度も刊行する。

統計資料の作成・分析にも力を注ぐ。このため、海外及び関係業界との比較統計を作成する。同時に協会のホームページに先物関連資料を公開するため、その基礎となる統計資料、法律改正関連文庫、裁判事例なども収集する。特に裁判事例は六人の弁護士に依頼し、その判例研究に着手しており、判例集の刊行と合わせてホームページでも公開していく。なお、事業は広報と関連する事項が多いので、それを広報にも生かす考え。具体的には「事業会社・当業者・機関投資家等の先物市場利用実態調査」などを考えている。

「T+1」推進会議の検討進む

ワーキンググループが中間報告 場勘定、委託証拠金など

違約時リスクを低減



発表する飯塚委員長

全商連の「T+1」推進会議(TはTrade Dayの略)は、このほど二つのワーキンググループの中間報告がまとまり、それを受けて飯塚和憲委員長(東工取専務理事)が検討状況を発表した。取引所で行っている自己・委託別の場勘定の清算については、「翌営業日正午までに決済することができる」、委託証拠金については、「取引所が定める委託証拠金以上の額を商品取引員がそれぞれ任意で設定する制度を導入することが望ましい」など具体的な案が見えてきた。

「T+1」、すなわち、取引日の翌々営業日正午までの清算(T+2)という現行制度を一日前倒しにするのは、先物協会が平成十二年度にまとめた「二〇〇五年までの商品先物取引業の短中期ビジョン」を受けて全商連が取り組むことになった第

一、の検討課題。昨年十一月に、各商品取引所の専務理事と先物協会の制度政策委員会の委員長・副委員長、補償基金協会の専務理事で構成する推進会議が発足。同時に、清算システム等ワーキンググループ(座長 亀田昭夫東叡取専務理事)、委託証拠金等ワーキンググループ(同 先崎和彦東工取専務理事)がスタート、それぞれ具体案を検討してきた。場勘定決済期限の短縮は、違約時におけるリスクが低減されて市場の信頼性

一日短縮 全取引所で可能

場勘定について、ワーキンググループの結論は、最も実施しやすく、障害がない方式として、翌日正午までに損金となつた会員から徴収した会員から徴収した会員に交

する取引証拠金や特別担保付する同時決済方式が全取引所で可能——というものの。東京証券取引所、東京金融先物取引所が採用している入勘定と出勘定との時間差を設ける方式が最も望ましいとされたが、システムの関係で全取引所ではできないことが分かった。取引証拠金等に代用され

「当初証拠金」など 取引員が設定

「T+1」実施時における委託証拠金制度のあり方については、取引員の立場で発生する現行制度の問題点を整理したうえで、できるだけ立て替えが少なくてすむ仕組みを検討、「商品取引員は、取引所の定める委

託本証拠金以上の額の「当初証拠金」および「取引維持最低額」を任意に定め、取引維持最低額を下回る評価損が発生した場合、当初証拠金額を回復する預託を請求する。取引維持最低額までの預託がなされない場合、建玉処分ができる」という案が最も適当と判断した。

今後、推進会議は今回の中間報告についての先物協会の意見を聞き、二つのワーキンググループの九月までの検討作業を受けて年内に実施案をまとめる。